

第四十八回国 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

四月十三日

佐野 廣君
浅井 亨君

補欠選任
小林 英三君
中尾 辰義君

四月十四日

小林 英三君

補欠選任
佐野 廣君

四月十五日

佐野 廣君

補欠選任
小林 英三君

四月十六日

小林 英三君

補欠選任
佐野 廣君

四月二十二日

島島徳次郎君
村松 久義君

補欠選任
上林 忠次君
非野 碩哉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西川 信一君
佐野 廣君
西川 英五郎君
田畑 金光君

委員

太田 正孝君
岡崎 真一君
栗原 祐幸君
津島 壽一君
島島徳次郎君
林屋亀次郎君

政府委員

大蔵省証券局長
松井 直行君

事務局側

常任委員会専門員
坂入長太郎君

日高 広為君
堀 末治君
村松 久義君
木村 禮八郎君
佐野 芳雄君
柴谷 要君
鈴木 市藏君

選の方法は、便宜、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に中尾辰義君及び佐野廣君を指名いたします。

○委員長(西田信一君) 参考人の出席要求につきましてはおはかりいたします。

証券取引法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取することとし、参考人の人選及び出席を求める日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田信一君) 証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明は聴取いたしております。

それでは、これより補足説明を聴取いたします。松井証券局長。

○政府委員(松井直行君) 先般、政務次官から提案の理由、その概要について説明がありました。証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

現在の証券取引法が施行されたのは昭和二十三年であります。この法律によりまして登録された証券業者の数は、累計千五百六十七件にのぼっております。このうち、本年二月末までに廃業または登録取り消し等によりまして営業を廃止いたしましたものは、実に千五百件の多きにのぼっております。この事実が一端があ

らわれておりますように、登録制のもとにおきまして、証券業者の経営は財務的にもまた必ずしも安定を得なかったのみならず、証券業者の営業態度等におきまして、各種の問題があつたと考えられるのでありまして、お客さんに迷惑を及ぼしました事例も少なくないのであります。一方、わが国の経済の発展に伴ひまして、証券投資が広く一般大衆まで拡大普及いたしましたため、証券業者のこのような体質を根本的に改善し、経営基盤を強固にするともに、営業面の健全性を高め、投資者の保護に一そうの充実をはかる必要が生じてまいつたわけでございます。

さらに、昨今におきます証券市場の状況におきまして、共同証券によるて入れ、それから増資の延期、証券保有組合による株式の買入れ等、産業界、金融界各界からの異例の援助あるいは特別の協力を得て、ようやく流通市場の機能を維持しておるといふ実情にございましては御承知のとおりでありまして、市場の正常化を促進する面から申しまして、すみやかに証券業者の体質を改善いたしまして、社会的信用を回復し、証券市場本来の正常な機能を奪回するというのが急務であると考へております。

もとより、広く証券事業ないし証券市場の整備をはかりますためには、証券業者の問題のみならず、証券取引所の制度その他の諸問題につきましても、改善策を講ずる必要があることを痛感いたしておるのであります。これらの点を検討するため、証券取引審議会をこしにも再開する準備を進めております。しかし、証券業者に関する問題につきましては、証券市場のなない手といひまして、基本的に非常に重要な問題でありますので、昭和三十八年六月以来続けられてまいりました証券取引審議会における検討の結果も昨年十二月二十二日に報告されておりますので、その報告

を十分尊重いたしました。まず最も緊急に改善を必要とした証券取引法第三章の証券業者に関する部分につきまして今回改正を行なうことにいたしました次第でございます。

その改正事項は、先般政務次官から説明がありましたように、証券業を免許制にするということ、これは二十八条にございます。監督規定を免許制に伴いまして整備すること、それから外務員を登録制としたしましてその代理権限を明確にすること、この三つの重要事項に集約されるのでありますが、特に重要な点について補足させていただきます。

まず、証券業を登録制から免許制に改めるのに伴いまして、証券業の営む業務にはそれぞれ性格的に性質の違いが業務があることに目をつけまして、免許は性格のそれぞれ違ひます四種類の業務に区分して与えるということにいたしました。二十八条の規定がこれでございます。一、二、三、四号、四号とございますが、一、二、三、四の計算において売買をやりますといわばディーラーでございます。二号はお客様の注文を取り次いで行ないますブローカー、三号は引き受け業務でございます。普通ブローカー、グループ、売り出しの取り扱いを行なう業者、大体四つに区分して与えることを原則といたしております。これは性質が違ひます業務を混淆することから生ずるおそれがあります。弊害を極力防止するためのものであります。それに、それぞれの専門業者が、ディーラーならディーラー、ブローカーならブローカー、ブローカーならブローカー、将来発達いたしました場合にその専門の免許を与えるためのものでございます。

いわゆる証券業者の職能分離という問題につきましては、各国の例を勉強いたしましたが、証券業者には各種の態様のものがありまして、必ずしも一律のものではなく、ある程度職能が分離されているものでも、これは長い間の歴史的経過のうちに自然に熟成されてきたものであります。諸外

国の事例並びにわが国の現状を慎重に検討いたしました結果、業務別に免許を与える制度といたしましたもので、これはすぐに文字どおり職能分離を完全に進めるといふことを意味するものではなく、それを一つの理想としながらも、環境の展開に応じて職能の分化を可能とするよう、その受け入れ体制を整備しようとするものであります。

次に、監督規定の整備でございますが、これは免許制の採用に伴います当然の改正がそのおもな内容となっております。従来の規定は徹底した自己責任体制の登録制が前提になっておりました。経営の不健全化に対しましてはすぐに大蔵省が営業の停止だとかあるいは登録の取り消しを行なうということとを原則といたしておりましたが、今回の改正案では、経営の不健全化のおそれがある場合には、まず行政当局が予防的措置を講じ得ることを原則といたしまして、健全経営に引き戻すための是正保全命令を発動することを主眼といたしております。その他重要事項を認可の対象とし、あるいは内部留保の充実による経営の安定化のための制度といたしまして、三つの準備金の制度を法制化したしております。五十六条、五十七条、五十七条の二というところでございますが、その証券取引の重要な手である証券業者及びその役員員の行為につきまして特別の禁止規定を設けることとし、財務体質及び営業態度両面における証券業の健全性の向上をはかることといたしております。

最後に、証券取引に関係いたします紛争の多くが外務員とお客さんとの間の関係において生じております。実情でございますので、外務員を登録制とし、これを大蔵大臣の監督下に置くことといたしております。証券取引の特殊な性格にかんがみまして、外務員の職務権限につきまして、外務員は証券業者にかつて有価証券の売買その他の取引に關し裁判上の行為を除きまして原則として一切の権限を有するものとみなしまして、紛争の防止に一段と徹底した措置を講じております。

以上、この法律案の提案理由につきまして、説明を補足いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で補足説明は終わりました。

引き続き、本案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○木村福八郎君 この改正案のいまの補足説明では、今回の改正の範囲は、これは大体、証券取引法第三章ですか、証券業者の業務についての、あるいは監督についての改正のようですが、その前に、この証券取引についての最近いろいろ問題があるのですが、これは全体の金融政策の一環としてこの証券行政というものを考えなきゃならぬと思うのです。そういう全体の金融政策を見ますと、日本の場合、御承知のようにもう異常な状態になって、たとえば銀行なんかの預貸率を見ても、非常にアブノーマルな状態になっておりますし、あるいはまた幾ら大蔵省が預貸率についていろいろ指示を与えても守れない、そういうようなこと、それから短期資金をもって長期金融をまかなっているような状態、あるいはまた御承知のように企業間信用が異常な状態になっているとか、また株式相場はいろいろと入れをやっていくにかかわらず一向に安定しないとか、いろいろそういうアブノーマルな状態にあると思うのです。そういうこともとて証券金融をどうするか、証券行政をどうするかというのを考えますと、単に証券業者についての改正では——改正そのものの改正に意味のないことではないし、かなり前向きなものもこの趣旨に反対するものではないのですけれども、もう少し何か高度の立場に立って、そうして将来取引所についても、何か証券取引審議会ですかを再開して、また今後の基本的なあり方についての答申を求めるといふことがここにありました金融政策の一環としてどういふふうにとらえ、どういふふうにしてそれをやっていこうとしている

か、そういうやはり立場から、そのまた一環としてこういう改正というものが必要であると思うのです。そういう全体の総合的な着眼点との関連で、すね、そういうものをどういふふうにかえておられるか、これはかなり長期的な見通しとの関連にもなるわけですが、そういう点について伺いたい。

○政府委員(松井直行君) お説のとおり、銀行を中心といたします金融市場を含めまして非常に大きな金融市場の一環である証券市場というものが、原則として短期の作業資金をまかなうといったしますならば、産業の必要といたします長期の資金はやはり株式とか社債とかという形で資本市場を通じてまかなうというのが本来のルールであろうと思います。いまお示しのとおり、日本の経済の現状におきましては、そういう意味における長期金融、あるいは短期金融、あるいは直接金融方式、間接金融方式というように分けまして、産業が必要といたします資金調達の方、ルールを考えますときに、そこにまだひずみと申しますか、直接投資市場の後進性あるいは脆弱性というものがあることはおっしゃるとおりであろうと思います。先進諸国と肩を並べまして競争力をつけるためには、やはり本来の資本市場としての機能を全うするように、金融市場と肩を並べて、二つ相そろえまして、広い意味における金融市場というものでその地位を確保する機能を發揮するということ、長期的に非常に大きな課題になってくると思います。これは日本の経済運営に關する基本的な姿勢であらうと思います。

従来、税制面におきまして、その他あらゆる面におきまして、直接金融方式といいますが、国民の産業に対する直接投資の道が幾ぶんおろそかにされておったといふことは、私は否定し得ないところであらうと思います。一方、証券界というものが整備されていないから、そうした間接金融方式に向かうのだといふこともいわれておりますし、また、間接金融方式一本で経済運営を進めるものだから、逆に直接資本市場というものが発達

をしないのだという面もあるかと思ひます。長期的な観点に立つて申しますときに、やはり車の両輪といひまして、直接投資市場というものの育成が、わが国におきましてもその発達を期することとが焦眉の急務であるとわれわれ信じております。たとえば、一例を申してみますと、昨年の夏の決議でもつてことしの二月以降増資がストップいたしております。これもあらゆる経済のひずみと申しますか、ひずみが資本市場に寄つてまいりました。企業の自己資本を充実するという本来の立場から申しますならば、当然増資が自由に行なわれてしかるべきところを、これをストップするという異常事態を招来いたしましたのも、資本市場が持つております弱さ、あるいは従来の慣行のひずみがここにあらわれてきておるとわれわれは考へております。

金融につきまして、一種の融資ルールというのがいま検討されている状況でございますが、増資につきましても、従来のように、企業が食い逃げ増資あるいは単なる金繰り増資でもつて増資を行なうということでもつて、資金を提供いたしまし投資家のことはほとんど考えないという態度で増資が再開されたときには、再び資本市場をこわすということになるわけでございます。やがて増資が自由に再開されますにあたりまして、従来のような無制限のない増資態度ではいけないというところで、現在産業界、金融界、証券界が相寄りまして、適正な増資のルールというものを、おのの各界の人が心に持ちまして、資本市場を破壊しないように本来の増資のあり方に立ち返ろうと、いまそれぞれの努力を続けておるところでございます。

○木村八郎君 今度の改正案は、主として投資者ですね、投資者を保護する。一時株が非常に暴落して、大衆の投資者に非常に損害を与えた、迷惑を与えた。また、証券業者の中で健全な証券業者がありまして、だいた迷惑をかけた。だから、投資者保護ということがかなり強く改正の眼目になっている。もちろんそれが必要なわけでは

よ。しかし、投資者保護の場合、証券業者の取り締まりを強化しただけでは済まないわけでは、問題は、さかのぼれば、なぜ株式市場をああいうふうに混乱せしめたかというその根本の原因の反省が十分にこの際必要だと思ふのです。私は、証券業者ももちろん健全な内容のものがありまして、また証券業者の利益追求の立場から健全な取引があったと思うのですけれども、その責任は証券業者だけの責任ではないと思ふのです。もっと広い、さっきお話ししましたように、増資を二月一ぱいまでストップしなければならぬというふうな情勢ということ、いかにも産業界のいわゆるシエラの拡大競争、そういう無政府の、無秩序的な拡大競争によつてむやみに増資を行ない、また増資のやり方につきましても、たとえば持ち合い的な増資のやり方、持ち持の増資のやり方をやりまして、それがいま金繰りに困つて売り出している。それがまた株価を下げる一つの原因になっている。また、増資の場合は投資信託との関係もあるわけですよ。だから、持ち合いと投資信託、両方そういう増資をやつて、無理な増資をやつて、そうしていま金に詰まらして、そうして少し相場がよくなくてすぐに売る。もつとも一番その基本は設備の過剰競争にあるわけですね。それで利潤率が低下してきている、最近無理に減配しなければならぬようになってきている、これが一番基本だと思ふ。それが基本ですけれども、金繰りに弱つてくると、そこで持ち合い株を売る、こういうことでもいつまでたつてもいまの証券市場は安定しない、そこに一番基本的原因がある。底をさかのぼると、いまの銀行の金融のしかたにやはり問題があると思ふのです。ですから、松井局長さんの証券局だけの立場ではなく、これは銀行局なり、また大蔵省全体として、全体の金融政策の立場からも考えなければいけないと思ふんです。

銀行はあれでしょう、いま銀行の預貸率を申しましたが、これはあとで資料としていただいたかと思いますが、最近の銀行の預貸率はどう

なっているか。大体最近では一一五％くらいになつてゐるんじゃないかと思ふんです、平均。こういう不健全な銀行の貸し出しになつてゐる。それで、理想としては預貸率が大体七〇％くらいといわれてゐるんですが、大蔵省で内面指導として大体八五％くらいの預貸率の指導を幾らやつたか、だめなんでしょう。全く大蔵省は権威ありやしませんよ。全く銀行から無視されちゃつて、これの内面指導なんかも無視して、そうして非常に不健全な、大体一一五％くらいと思ふんですが、あとで資料をいただきたいと思ふんですが、これは非常な不健全な増資、それでまたそれが設備過剰になつてきているわけですよ。それでまた利潤率の低下をもたらして、それがまた株式低落の原因にもなり、それが証券業者の経営内容の悪さというものと相まって投資者に損害を与えていると、こういうことになつてきていると思ふんです、まあ筋道は。

ですから、投資者大衆保護の立場から証券業者の規制、それから機能の分化ですね、証券業者の機能の分化というものは、これは必要だと思ふんですけれども、こういう狭い範囲だけにとどまらないうで、これはまあいろいろな対策の一つとしてもちろん必要なんです。全体には、いま私が申し上げたようなことに対する一つの、政府としてはそういう点を改善する方針がなきゃならぬと思ふんです。そういう方針があつて、そうしてその一環としてこういう改正が出てきているんだと、こういうことにならないと、小手先の、その場限りのこの案ばかり程度の私には対策にすぎないと、こう思ふんですが、この改正そのものは別として、まあ前向きでございますから、これにも問題ございまして、あとまたこまかく具体的に伺いたいと思ひますけれども、まずそういう点をほつきりさせませんと、この程度の改正では、最近の証券市場の混乱に対処する手当てとしてはあまりお粗末だと思ふんです。あまりお粗末ですよ、こんな程度じゃ。もちろんそれは局長さんいろいろ考へてゐるのかもしれないけれども、これをお考

えになつてゐるならば、そういう全体としての総合的な、あるいは長期的見通しに立つた着想というものをひとつ——おそろくそういう作業をやつてゐるに違ひないと思ふんです。そういう作業の一環として出てきたんだと、そう解しなければあまりにお粗末過ぎると思ふんでして、お粗末じゃないと言ふんなら、そういう点についてひとつ答弁——これは大蔵大臣に聞いてもいいんですが、大蔵大臣あまりこういうことはわからぬようですからね。大蔵大臣はあまりそういうことはわからぬからぬと思ふから、松井さんに聞いたらいいと思ふから、松井大蔵大臣ひとつ……。

○政府委員(松井直行君) 非常に広範な、根本的な問題に触れることでございまして、われわれが管掌いたしております証券局の、この中はいかにも狭いところから見えており、狭いことだけを論じておるといふことに相なるおそれもあるかと思ひますが、先ほど申し上げましたとおり、いま木村委員がおっしゃつたことは日本経済運営に関する基本的な姿勢の問題であらうと思ひます。その一つが、先ほど申しました企業の必要とする資金を一体間接金融方式でいくのか直接金融方式でいくのかというところを、いま私一つの面からとらえて申し上げたことでありますが、長期の資金は、株式だとかあるいは社債という形でもつて長期の安定資金を資本市場から調達するというルール確立とその機能の發揮はぜひとも必要であらうと思ひつてゐます。単に家計から金融機関、金融機関から企業、金融機関が資金に不足しますときには日本銀行から借りるなりあるいは他の金融機関から金を借りてきて、銀行自身も貸し出し過ぎ、企業自身も借金で悩んでゐる、こういう事態でございまして、企業の財務体質の悪化と、それから銀行自身の外部負債の超過、金融市場の不正常と企業財務の不正常という形でいまあらわれてきておるんじゃないかと思ひます。

これを解決する道はやはり、先ほど申し上げましたように、資本市場というものを確立いたしまして、それが本来の機能を發揮するようにもつて

なつてゐる。大体最近では一一五％くらいになつてゐるんじゃないかと思ふんです、平均。こういう不健全な銀行の貸し出しになつてゐる。それで、理想としては預貸率が大体七〇％くらいといわれてゐるんですが、大蔵省で内面指導として大体八五％くらいの預貸率の指導を幾らやつたか、だめなんでしょう。全く大蔵省は権威ありやしませんよ。全く銀行から無視されちゃつて、これの内面指導なんかも無視して、そうして非常に不健全な、大体一一五％くらいと思ふんですが、あとで資料をいただきたいと思ふんですが、これは非常な不健全な増資、それでまたそれが設備過剰になつてきているわけですよ。それでまた利潤率の低下をもたらして、それがまた株式低落の原因にもなり、それが証券業者の経営内容の悪さというものと相まって投資者に損害を与えていると、こういうことになつてきていると思ふんです、まあ筋道は。

いくというところが一番大事なことでありまして、そういう観点から見ますときには、資本市場のにない手といたしましての証券業者が、従来どおり非常に信用度が薄く、資本市場のにない手としての機能を十分發揮し得ない状態のままで放置するわけにはいかないと、このことから考えますときには、たとえ今回の法制が広い証券取引法の中の一環の証券取引業者行政に関する部分だけのようによも受け取れますけれども、資本市場のにない手としての証券業者というものをしっかりとしたものにし、脱皮し、そして信用を得るようにもつていくということも非常に重要なことであろうと思ひます。

それに関連いたしまして、いま問題になっておりますのは社債市場の再開の問題でございます。これも広い意味におきまして金融市場の一環の問題として非常にむずかしい問題ではございませんけれども、企業金融といいますが、企業が本来どんな金をどんな形でどういうルールで調達すべきかという点に関連した基本的問題として、ぜひとも社債の条件の自由化なりあるいは社債市場の再開というものもあつてしかるべきでございまして、鋭意検討、勉強いたしておるところでございます。

もう一つ非常に重要なことは企業のそうした財務体質の改善ということでございますが、諸外国の企業と比べてみますと、一番見劣りのいたしますことは、外部負債の多いことはむしろのこととでございますが、特に内部留保が少ないというところと議論が集中いたしております。いま木村委員がおっしゃいましたように、総運用資本、総資本一単位あたりの収益率がほとんど落ちてきております。こういう状態下においてなお内部留保の充実をはからずにはどうすればいいかという点も、われわれ真剣に考えざるを得ないところとでございます。まあ基本的には企業家の、企業家としてのあり方について、反省の時期に参つておりますが、その他税制等につきましても、これは私の個人的な意見にわたることではござい

ざいですが、企業の内部留保を充実するという観点からいいますならば、たとえば企業税制というものも非常に大きな課題になってくるわけでありまして、これは投資者の側からする株式の配当につきましても課税関係につきましても、これは家計の蓄積が金融機関に流れるか直接資本市場に流れるか、この資金の流れを税制の上から規制するのはおかしいという立場に立ちまして、配当の受け取り側の税制の改正は思い切つてやっていた改訂次第ではあります。あわせて企業の税制改正ということも非常に大きな問題であろうと思ひます。

いま一、二しか思ひついておりませんが、そうした社債市場の育成とかあるいは企業の内部留保の充実のために、金融政策上あるいは税制その他もつと広い視野に立つた総合的な政策が必要であるというところは間違いないところでございまして、資本市場の後進性というものをぜひ早く回復したいとわれわれ念願いたしておるものでござい

○木村義八郎君 これはあとでまた大蔵大臣にも総合的に伺ひますが、要は日本の金融全体が正常化になつていくことだと思ひます。だから、金融の正常化というものと並行して、その一環として、いまの証券市場をどういうふうに進化していくか、育成化するかという、そういう立場でのこの改正でなければならぬと思ひます。投資家保護といひましても。

そこで、いま社債市場の育成と言ひましたが、最近公社債の条件を引き上げるといふ問題が起つてくるわけですね。これは大蔵当局としてどうなんですか、これに対して賛成なのか反対なのか。

○政府委員(松井直行君) まだ省議の形で一本の方向に固まつたとはなかなか言ひたいだろうと思ひますが、われわれ証券局といたしましては、非常にその中でも積極的な意見を持つておるものでございまして、あとまあ時期の問題と申しますか、社債だけ——これは非常に広い意味におきま

して金利体系全般に関係する問題でございまして、各種の金利との調整の問題もございまして、条件改訂いたします幅の問題、それからどういふ時期が来ればこれが支障なしに、ほかへ悪い影響を及ぼすことなしに実施できるかというふうな時期をどう考えるかという問題にかかつておるよう

○木村義八郎君 じゃ、証券行政の立場としては、条件引き上げに賛成なわけなんですね。

○政府委員(松井直行君) 証券界一本にまとめた意見書として出ておるかどうか、私しか記憶ございせんが、各証券業者の研究部門、調査部門が発表いたしております資料を見ますと、大体いまのわれわれの考え方に近いわけでありまして、短期金利と長期金利の調整の問題がござい

○木村義八郎君 何だか、興銀だけが反対しているように聞いていますかね。

○政府委員(松井直行君) 事業債のみの条件変更で済むのか、その他たとえば興銀債、利付でございしますが、すぐに影響がある問題、そういうものまで一体替かすべきなのか響かずに済むのか、それは社債条件の改訂の幅とも関連してまいることだろうと考えますが、やはりその他の金利への影響もございまして、それぞれ各界から賛成反対の意見もあろうと思ひますので、この辺、自由化したしにすにいたしまして、その条件引き上げの幅なり、どの世界まで影響があるのかないのかというのを突き詰めて、各界すべてこの程度ならという合意が得られるまで容易に踏み切り

得ない事情にあることを、先ほど申し上げたわけでございます。

○木村義八郎君 それから、最近銀行の二年定期の問題が起つております。これはやはり証券市場と関連もあるわけですが、これはどうなんですか。賛成なんですか、反対なんですか。

○政府委員(松井直行君) まだ詳しく検討いたしておりませんし、大蔵省内でも、われわれ証券局として意見を述べたこともございせんので、ここで申し上げる段階ではないと思ひますが、あえて個人的意見でもいいから言えとおっしゃるとすれば、やはりこういう考え方なんでしょう。

普通銀行はやはり商業銀行に返るべし、長期資金は長期銀行または先ほど言ひました資本市場から調達すべし、というルールを確立するという方向づけから申しますならば、よほど慎重に考えなければならぬ問題ではなからうかと私個人的に考えております。

○木村義八郎君 じゃ、もう一つだけ。全体の、さっき一応質問したのですが、松井局長さんの立場からお答えにくい点もありますから、そういう点はあとへ残します。ただ、具体的に外国の事情を私は知らぬものですから、外国の事情についてちょっと伺ひたい。

証券業のこの機能分化で、私の聞いたところでは、ニューヨーク市場とかロンドン市場では、この取引所の上場証券については、ブローカーとディーラーですね、ブローカーとディーラーが機能は分離されているが、取引所取引以外ではこれは分離されていない、兼ねてやつていて、こういうことを聞くのですが、これは事実かどうかという点と、大蔵省は今度のこの機能分化につきまして、いますぐに全部きちんと四つに分化するわけではないので、その過渡的な段階であり、またそういうことができるように今後条件をだんだん整備していくのだというお話がありました。取引所取引の場合、上場証券の取引では分離されておるけれども、取引所の取引以外では分離されてい

ないのだ。日本とそこところは実態が違ふので
すね。ですから、そういう違いをやはり前提とし
てお考えになっておるのかどうか、全体としてと
にかく取引所上場証券の場合も取引所の取引以外
の場合もひっくり返してそういう機能分化というこ
とを考へてゐるのかどうかということなんです。
その二つの点を、事実認識と、それから今後のこ
の機能分化をやつていく場合に、取引所上場の場
合と上場以外の場合と区別してやつていくのかど
うかということなんです。

○政府委員(松井直行君) 機能分化の問題を外国

の例と照らしてどういふ基本的立場に立つておる
のかという御質問だらうと思ひます。機能分化
と、あるいは分離とも申しておりますが、非常に
私個人の考え方、非常に狭義の問題に限定いたし
ますと、ディーラーとブローカーの分離の問題で
あらうと思ひます。御存じのように、ブローカー
というのは、お客さんからの買つてくれ、売つて
くれという注文を、忠実にお客さんの立場に立つ
て最もお客さんの有利なように執行するという義
務を持つておるものでございまして、ディーラーは
自分自身の計算で、自分がもうけようと思つて売
買をやるといふのがディーラーの機能でございま
すので、これがあわせに行なわれる一つの業態が、
証券業がこれをあわせに行なうといふときには、や
はりお客さんのために忠実にそうした委託事務を
執行するといふことがおろそかになるといいます
か、場合によっては自分の自己計算による取引を
優先することになりかねないといふことは、もう
理屈の上で非常にはつきりしたところだと思ひ
ます。こういう意味におきまして、ディーラーと
ブローカーの分離ということが実は中心になつて
きております。

そこで、アメリカにおきましては、一九三四年
法というものがアメリカの母法でございまして、
これをわれわれ引き継いで、ほとんどこの法律を
そのままもつてきたといふのが現状でございま
すが、三四年法ができたときに、そうした意味の
機能分化といふものが非常に問題になっておりま

す。日本の場合ですと、大体大きな証券業者が市
場占拠率といふものが非常に大きな形で力を持
つておりますが、これは一つは大きなブローカーで
あると同時に、自分自身でも、自分の計算で持ち
ます有価証券といふものが相当ございまして、
ディーラー活動もやる、あわせてアンダーライ
ターの活動もやる、一種の総合機能と申してい
かと思ひます。そういう大きな証券業者が市場を
占拠といひますか、市場の支配が非常に大きい。
これが公正な価格形成のために一障害があるの
かどうなのかと。われわれといたしましては、大
きな証券業者がそうしたいろいろな業務を併営いた
しますときには、そのことから来るお客さんとの
利害の衝突といふことのほかに、やはり市場占拠
率の大きな業者が各種の業務を幅広くやるといふ
ことは、すなわち市場に対する価格形成といふも
のに相当影響を持つといふふうに考へております
ので、最初からアメリカで問題にされた意味
におきましてディーラーとブローカーの分離とい
ふものは非常に好ましい方向じゃないかといふ
に考へております。

しかしながら、アメリカにおきましては、実は
完全に分離はまだしておるとは言ひ得ないのです
が、ディーラー活動とブローカー活動をあわせて
行ない得ますスペシャリストといふ特殊な会員を
証券市場に持つております。これは御存じのと
おり、証券市場の中において売買いたします証券業
者がすべてブローカーばかりであるといひます
と、お客さんの売り注文、買い注文といふものを
そのまま市場になくわけでございまして、非
常に出会いが付きにくい、あるいは少し時間が経
過いたしますと非常に著しく株が上がつたり下
がつたりするといふことにもなるおそれがござい
ますので、市場におきまして自由に自己の計算
で買い出動あるいは売り出動ができるという業者
の存在があったほうが、市場の価格形成の継続性
といふことは言つておりますが、そういうこと
に便利じゃないかといふことで、すでにスペシャ
リストという制度ができております。大部分の証

券業者は純粋ブローカーに近い形で活動いたしま
すし、そうしたブローカー同士の出合いをつける
にも、あるいは出合いが不円滑になったときに自
己の計算でもって買い出動、売り出動に出るとい
うために、スペシャリストという特殊な職種の業
者を置きましてこの間調整が行なわれておる。こ
ういふ点から見ますと、日本よりもはるかにある
種の機能分化が行なわれておるということに相な
ります。このことはまた別の意味においてそう
したスペシャリストの自己売買業務がはたして価
格の正常化、調整化に役立っているのか、あるい
は価格の変動を激化させておるんじゃないかとい
ふ観点から、また別に証券業者の自己売買とい
うものが問題に相なつております。

それから、ロンドンにおきましては、証券業者
の大部分は純粋ブローカーでございまして、アメ
リカのスペシャリストに対応いたします特殊な業者
といたしまして、ジョッパーといふ業者がござい
ます。これは特殊な銘柄別に区分されておるよう
でございまして、場内におきましてそれぞれブ
ローカーはこのジョッパーを相手に売り買いをや
るといふことでございまして、むしろ何といいま
すか、ジョッパーが市場で値をつける。一人一人
のジョッパーが細分化された市場であるといふこ
とがいえると思ひます。こういう形ですと、お客
さんから注文を受けて、これを忠実に執行するブ
ローカーの業務と、そのブローカー自身が自己の
計算で売買をいたしましてお客さんの利益に反し
た行為をするといふことは相当程度防げるといふ
ことに相なつておる。この面におきましては、
ニューヨーク、ロンドンのほうが日本より進
んでおるといひます。機能分化の方向もわりあ
いに進んでおるといふことが言ひ得ると思ひま
す。

今回、わがほうで一応一号、二号、三号、四号
といふふうに区分して免許を与えますけれども、
日本におきましては、そうしたスペシャリストと
かあるいはジョッパーといふものが、制度上つく
るといたしましても、なかなかこれはにわか

きものじゃございせん。歴史的にあるいは慣
行的にこういうものが生まれてきたという英、米
の実情も考へまして、当分の間はブローカーが
ディーラーを兼業するのはやむを得ないけれど
も、ディーラー活動が非常に大きく相なりまして
ブローカーの利益と相反するとか、あるいはま
市場支配力が大きくなつて価格の公正な形成を阻
害するといふおそれがあるときに、こういう弊害
を除去し、将来ディーラー、ブローカーというも
のの分化が行なわれ、あるいはまたスペシャリス
トといふ特殊な職種ができるときにそれを專業と
する業者ができてそれを受け入れられる体制を
つくろつていくのが、今回の二十八条の業種別の
免許の考へ方でございます。

いま申し上げたことは、主として非常に大量の
取引が行なわれるといふことで、上場会社の株式
の数も大きいし、投資家の数も多いといふ上場証
券を中心にお考へられていることでございまして、
非上場証券につきましては、地方的な産業もござ
いますし、全国的な取引といふことになつており
ませんので上場にもなつていないといふものも
ございまして、したがって、場外取引につ
きましては、なかなかディーラー、ブローカーの分
離といふことは、アメリカでも徹底して行なわれ
ておらないようございまして、場内、市場内
における上場証券中心にディーラー、ブローカーの分
離の論議が行なわれているようにわれわれ理解い
たしております。

○木村禮八郎君 ですから、いまの御説明でや
はりつきりしたのですけれども、まだ十分はつきり
しないのですが、取引所の上場証券については非
常ににつきりしたんですね。ですから、今度の改
正で、機能分化を目的として免許制度を設けるに
あたりまして、取引所の上場証券の場合と、それ
から取引所の上場証券以外の場合とを、ニュー
ヨークあたりでははつきり区別されておつて、上
場証券の場合はブローカーとディーラーは機能が
分離されている。ロンドンでも機能が分離されて
いる。それから、上場証券以外では分離されてい

ないんですね。そこで、このわが国の改正を考える場合、四つの機能の分化を考える場合に、上場証券と非上場証券についてひっくり返して考えているのかどうかということなんですよ。

○政府委員(松井直行君) 非常にむずかしい問題でございますが、ブローカーの職權、それが持ちます使命という観点から申し上げますと、上場証券であらうと非上場証券であらうと、自己売買業務を行なうことによって忠実にお客さんの注文を執行する義務を阻害するおそれのあるということ、これはもう両方にわたってあるだろうとわれわれも考えます。ただし、この場合、非上場証券につきましては、仕切りでお客さんから買い、仕切りで売るわけでございますので、一種の仕切り商いでありますから、一種のディーラー——法律的にはディーラーと言ひ得るにいたしましたも、実はその機能はブローカーに類似した機能もあらうかと思ひます。たとえば電話債券を専門にやっております証券業者がございますが、これはお客さんから仕切りで買う、仕切りで売る、毎日の商いに支障がないように相当な、ある程度の手持ちの電話債券というものが、必要なことに相なるのです。が、企業の危険性をも考えまして、大体一日か二日分くらいしかランニング・ストックは持っていないという健全な証券業者も多いわけでございすので、そういう場可には機能的に見ればブローカーではあります。が、法律的に要ればディーラーと断ぜざるを得ないという、特殊な二つの性格が混淆しておるということが言ひ得ると思ひます。が、このときにも、あわせてそうしたディーラー活動を通じて忠実に執行するブローカーの機能が阻害されないようにという考慮はやはり同じように働かす必要があると思ひます。そういう観点から、あわせて企業としての健全経営という立場から申しまして、そうしたランニング・ストックを保持つ量の制限というものも当然考えられてきているのじゃないかというふうに考えております。

○木村禮八郎君 どうも、まず事実認識において少しはつきりしない点と、それから今後の機能の

分化の方針についてもどうもはつきりしない点があるですね。先ほどのニューヨークとかロンドン市場の場合ですね、これは上場証券についてはブローカーとディーラーは分離されている。され

証券以外の取引については、これはブローカーとディーラーは兼ねることができることになっているのです。そこに二つはっきり区別があるのであります。そしてさっきのスペシャルリストのことです。このスペシャルリストは上場証券の場合でもそうですが、うなんですかどうかということ、それから日本ではいわゆる才取り人というのですかね、いわゆるフロア・ブローカーですね、日本の才取り人は自分で思惑ができないけれども、外国ではスペシャルリストというのがいままあるという話を聞きました。そこで、今後日本の免許制度として機能を分化していく場合、上場証券と上場証券以外を区別して、ちやうどロンドン市場、ニューヨーク市場に於けるようにやっていくのか、あるいはそうではなくて上場証券も非上場証券も区別なくやはりブローカーとディーラーの機能を分化していくようにしていくのか、そういう点を聞いているわけなんです。

それで、非上場証券については将来は、ニューヨークやあるいはロンドン市場におけるように、これはブローカーとディーラーを兼ねることができるといふこととしていくのかどうか。そこが日本の場合はいまの御説明ではごっちゃになっているのです。ニューヨーク、ロンドン市場では、上場証券と非上場証券と違っているわけなんです。片一方は、上場証券はブローカー、ディーラーの機能は分化されている、ところが非上場証券については兼ねることができ、こうなっているのです。事実認識が、そこではっきりしないわけですよ。日本の場合、ニューヨークと本にしてやっていくかとするのかどうか。将来は

日本では非上場証券についてはデイトレードとブローカーを兼ねられるようにし、そうしてスペシャリストみたいなものを育てていく、こういう方針でいるのかどうかということなんです。

○政府委員(松井直行君) 大体おっしゃる趣旨でございませう。この産業資金の大部分の調達の対象になつておりますのが上場証券でございませう。それから、スベンチャリストと申し上げたのは、これは場内におきますそういう特殊な業種でございまして、日本の才取り会員というのは、場内におりますAブローカー、Bブローカーで、Aが売りたい、Bが買いたいという場合、中をとつて突き合はせてやると、媒介と言つておりますが、これが日本の才取り会員でございませうが、先ほど御説明申し上げましたように、アメリカのスベンチャリストは、こういうAブローカー、Bブローカーの注文の突き合わせもしておりますが、AがあつてBがないという場合に、しかもほうっておくと値があがる、値が下がるという場合に、自分が売り向かい買ひ向かうという自己計算による「売買」もやる、実はこの機能こそ、スベンチャリストに自己売買の機能が許され、かつそれが市場の価格形成を円滑にする、継続性を維持させるという、機能を発揮させるために、私は与えられたものだろうと思ひます。ところが、日本の場合はいわば大証券がブローカーであると同時に、自分で持っている手持ちの株で売り向かいあるいは買ひ向かうという形でも、実はスベンチャリストの機能をかつてにやつてゐるといひますか、というようなことが言へると思ひます。

ところが、非上場証券につきましては、これはなかなかむずかしい問題ですが、ディーラー、ブローカー、おそらく分けるということとはなかなかローカー、おそらく分けるということとはなかなか困難でしょうし、いまおっしゃるとおりだろうと思ひます。将来仕向ができました、商いの形態はほとんど場外の仕切り商ひ、結局ディーラーといふことはをもつてすればディーラーであらうと思ひますが、果たしておる機能はブローカーであると思ひます。かつ、持ち過ぎたと思へば場内

売るし、手当てをしたいと思えば場内で買つてくるといふこともございますし、あるいはお客さんの注文を場内にまたつなぐというブローカーの機能も果たすこともあるかと思いますが、ですか

には仕切り商いという形ですので、ディーラーといふことは言い得ますが、あわせて場内につないでいることとは言い得ませんが、お客さんの注文を執行するという場合もございますので、これははっきりディーラー、ブローカーを分離するところまで立論する、何となくいうのですか、実情にない。そういう必要性も少ないのじゃないかというふうにわれわれ考えております。したがって、大筋の考え方といたしましては、いま木村委員が御理解なさっておるような方向でわれわれもビジョンを描いております。

○佐野芳雄君 この際聞いておきたいんですけれども、証券業界の現状なり投資者の立場がひどくなってきたて、そういう点から投資者の立場を守るというこというふうないろいろな意味から、今度の改正が一応考えられたと思うのですが、ところで、免許制に切りかえることによって一応は証券業の体質の健全化がはかれるということは、私も一応納得するのですけれど、そのために中小証券の統廃合ということが行なわれ、あるいは統廃合からはずれて取りつぶされる業者も出てくるのではないのか、こういうふうに思うわけなんです。その点については見通しはどういうふうにお持ちになっておるか。

○政府委員(松井直行者) 免許制、これは経過期間には置きますが、三年先には免許の資格を得た右資格者だけが残るということに相なりまして、そういう業者ににつきまして、また大蔵省も投資家のために非常に大きな責任を負うというのがこの趣旨ではございますが、いまおっしゃいました証券業者の合理化の問題は、たとえば免許制というものがございますけれども、昨今不幸にして三年間続いてまいりました不況下の現況におきましては、相当程度の業者が、投資家保護の観点からも、あるいは現状におきます取引市場下におきまして訴

券業者としての機能を果たすためにも、それぞれ
の証券業者が合理化を進めていかねばならないと
いうことは、たとえこの免許制という事態が起こ
らなくても同じように起り得るであらうと思ひ
ます。ただ、免許制ということに相なりますと、
三年先にこうした関門が与えられるわけでありま
すので、一そう経営者として心を締め、経営の
合理化に邁進しなければならぬという自覚を
促すことに相なりかと思ひますが、この際証券
業者の合理化の方法あるいは整理統廃合につきま
してのやり方につきましては、これはどこまでも
企業としての証券業者の自己責任の問題でござい
まして、行政当局があれこれ干渉または介入すべ
き性質のものではないと思ひますが、検査等を通
じまして、証券業者の将来の向こうべき方向に
つきまして相談等を受けるときには、できるだけ
知恵もおかしするといふ形で御相談にも乗り、指
導もしていける余地はあると思ひますけれども、
整理統合の基本的な、あるいは本源的な責任は、
やはり経営者自身にとつてもらつて合理化を進め
ていくということに相なりかと思ひます。

この際、小さい業者——免許制への移行の際
に、非常に小さい証券業者が心配しているといふ
ことではございしますが、この免許条件のところに
ありますとおり、単に資本金が小さいというだけ
で排除しようという意図は全然持っておりませ
ん。証券業として一体的社会的に信用があり、安心
して資本市場の新しい手としての任務をまかせて
おける証券業者といふものは、単に資本金が大
きいということばかりで安心はできないわけであ
ります。真実経理内容がいい、営業状態がいいと
いったような、そういう業者にこそわれわれは期
待したいわけでありまして、プロカー本
位に営業をやろうという場合におきましては、そ
んなに大きな資本金を必要としないということも
考へるわけではございまして、現在あります地方
の業者で、プロカーを主体におやりになつてい
る業態であつて、非常に資本金は小さいけれども
内容が充実しておる、商いのしつぷりにつきまし

ても、その地方のお客さんに非常に信頼を博して
おるといふものにつきましては、その他の条件さ
えそろいますならば、十分免許を受ける資格があ
る業者もたくさんおられることだらうとわれわれ
信じております。こういう意味におきまして、最
低資本金を政令に委任はいたしておりますが、ア
ンダーライターの本金は別といたしまして、そ
れ以外の証券業者につきましては、政令でもつて
しても最低資本金をわかに大きく引き上げると
いうことは全然考へておりません。また、最低資
本金を引き上げるといふことでもつて小さな業者
を排除しようという意図は全然ございせん。

○佐野芳雄君 いずれ次の機会にもう少しいろ
ろ聞きたいと思ひますが、いま局長のほうから、
一応小さな業者に対して圧迫と申しますか、いろ
いろ統廃合その他についての監督官庁としての立
場での圧力はかけないつもりだといふことである
ので、この点私は承知したのですが、それと、こ
の際もう一つお聞きしておきたいことは、この取
引所がいま九つあるのです。これは東京、大
阪、あるいは名古屋等にあると思ひますが、その
ほか京都、神戸にもあるのですが、こういう小
さい取引所の業態を見ますと、だんだん売買高が
減つてきておるわけですね。そういう小
さい取引所の統廃合といふ問題も当然話題にのぼつ
てくると思ひますが、これについていま局長はど
ういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(松井直行君) 人口、産業等が大都
会に集中してまいりますし、それから通信施設も
非常に発達してまいりますと、極端な言い方をす
る人におきましては、日本のような小さな国にお
きましては、どつかの市場に一つ取引を集めると
すれば、東京一本でいいのじゃないかという極論
も出てくるかと思ひます。しかしながら、取引
所の存続といふ問題は、単にそうした経済的ある
いは機能的な問題はかりではなしに、多分に歴史
的なあるいは社会的な、あるいは地方地方のまた

特殊事情を加味したむずかしい問題もありますの
で、単にそういう極端な議論からのみこれを割
り切つて考へることは非常にむずかしい問題であ
らうと思ひます。

で、われわれはまだ結論は得ておりません。そ
うした極端なことができないといふふうにも考へて
おりますが、やはり地方取引所が地方取引所と
して残るためには、それに期待される機能といひ
ますか、何をその取引所に期待するのか、取引所
が果たすべき機能がやはり明確化される必要があ
らうと思ひます。こういう観点から見ますなら
ば、やはり地方開発といふものも進んでまいりま
すし、地方産業といふものも興つてまいりま
すし、何でもかでも東京に集められる全国上場銘柄
といふものばかりじゃなしに、地方的な取引が行
なされる、その地方に住んでる住民が投資家と
して活用するといふそういうものもやはり残ら
うと思ひますが、そういうものを中心にいたしまし
て、かつ、そういう地方取引所で全国的な銘柄も
取引するためには、やはり中央市場と何らかの形
で結びつきがあるといふことに相なつてまいりま
す。その限度で何か地方取引所のやつていくべ
き任務、果たすべき機能といふものが限定的に確
立され得るだらうと思ひます。そういう範囲にお
いて地方取引所といふものはやはり残していいと
いうことに相なるわけでありまして、現在アメリ
カにおきましても、地方取引所の統廃合といふこ
とが非常に大きな問題になつております。太平洋
岸におきまして、サンフランシスコのほかにロス
に取引所がございまして、太平洋岸取引所ですかとい
う名前がございまして、太平洋岸取引所といふ
か、取引の場といふものをつづけてしまふに、
両方で同時に、両方の取引所に共通する銘柄につ
きましては同時に一本の値がつくといふ形でうま
く統合をしていくといふことも聞いておりますの
で、そういう方法もわれわれ勉強し、参考にした
しまして、それぞれ地方取引所の今後の歩むべき
道、あるいは地方取引所が存続いたしますなら

ば、それと中央取引所との間における結びつきを
どうすればいいかといふことも、今後続いて検討
してまいりたいと思ひます。

○佐野芳雄君 資料をひとつお願いしたいと思
ひます。私のほうにもらつておられるのは全体の数字
の資料でございまして、いま聞きました取引所
別資料をもらいたいと思ひます。取引所別に会員
の数——これは会員と非会員と分けてもらつて、
できたら会員の数。それから、資本金は、いまも
らつております。こちらのほうの資料では二千万
円、三千万円から五千万円、五千万円から一億、
一億から五億、五億から十億、こういうふうに分
かれておりますが、そういうものを資料として出
してもらいたい。それから、従業員数と会員数、
それから資本金、営業所数、それから従業員数、
それからこれは社員と外務社員とに分けて、これ
はちよつと取引所別に出示してもらいたい。

○政府委員(松井直行君) おっしゃいました資料
につきましては、別途またこまかいことを佐野委
員とお打ち合わせさせていただきます。できる
だけ御趣旨に沿う資料を提出したいと思ひます。

○木村八郎君 先ほどの資料を、直接あなた
のほうの関係でないかもしませんが、銀行の預貸
率の状況と大蔵省のこれまでの内面指導のしか
た、どういふ内面指導をしておるか、その実績、
そういう点について出してくれませんか。

○政府委員(松井直行君) 銀行局とよく打ち合
わせたしまして、もう少し突っ込んで、どうい
う形の資料であれば御満足いくか、おそらく係員を
派遣いたしまして御趣旨をよく伺ひたいと思ひ
ます。いいと思ひますので、なるべく御趣旨に沿う資料
を提出したいと思ひます。

○鈴木市蔵君 資料要求の関連ですが、ちよつと
こまかいのですけれども、四大証券の三月決算
の状況ですね、これが一つ。それから、二つ目
に、投信十社の九月決算及び三月決算の状況、
それから運用五社の九月決算及び三月決算の状
況。その次に、投資信託の運用状況、これに対
する大蔵当局の行政指導の方針を出してもらいた

い。それから、中小証券の経営状態、先ほどちょっと佐野委員から質問がありましたけれども、これは検査されているはずだと思いますから、検査の結果をはい。それから、日本共同証券と日本証券保有組合の運用の状況の実態、それから運用預かりの状況、これは十九社分いい。大体以上七つの資料をひとつ。

○政府委員(松井直行君) 三月決算、これは五月になりませんとまだ出てまいりませんが、その他のものにつきましては大体できると思いますが、詳細はまたお打ち合わせいただく機会を持たしていただけたらと思います。御趣旨に沿う資料をつくりたいと思っております。

○委員長(西田信一君) 委員の異動について御報告いたします。
鳥島徳次郎君及び村松久義君が委員を辭任され、その補欠として上林忠次君及び井野碩哉君が選任されました。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようでございますので、本案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。
本日はこれをもって散会いたします。
午前十一時五十四分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、華北郵政人生命保険金即時払いもどしに關する請願(第一五二二号)

第一五二二号 昭和四十年三月二十六日受理
華北郵政人生命保険金即時払いもどしに關する請願
請願者 山口県阿武郡須佐町大字弥富下
三、九九五 藤村与重

紹介議員 田畑 金光君
元華北郵政局の簡易保険である人壽生命保険の契約金一万六千円(一口契約金二千円のもの八通分)

が即時払いもどされるようお願いするとの請願。

理由

一、請願者は在支四十三三年、多額の資産を残して引き揚げ、現在八十三才、妻は七十四才で生活保護を受けているが、月額四千五百七十円では、いかにも節約しても生活できない。
二、昭和三十年以来、郵政省に対し、払いもどし方をたびたび請求し、最後に当地郵便局長を通じて請求したところ、アジア局長の回答は、「本件は外地関係であつて、日中国交が回復していないから、これが正常化を待つて処理する、保険証券は横濱税関に保管してある」とのことであるが、日中国交正常化などは早急に実現しそうなもので、右回答には承服できない。

三、引揚げ二、三年後に、右郵政局の貯金通帳の残金を当地郵便局でわずかばかりであったが利子までつけて支払いを受けている。貯金を支払っていないがら保険金を支払わないのは不合理である。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、液化石油ガス課税額軽減に關する請願(第一六九〇号)

第一六九〇号 昭和四十年四月七日受理

液化石油ガス課税額軽減に關する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町一ノ一、八
二九 栗本金定

紹介議員 柴谷 要君

液化石油ガス事業育成の見地から「石油ガス税法」を慎重に審議せられ、自動車用液化石油ガスに対する課税額トン当り一万七千五百円をトン当り六千円以下(リットル当り三円五十銭以下)に減額するようお願いするとの請願。

理由

現在審議中の石油ガス税法が原案どおり成立すると、自動車用液化石油ガスに対し昭和四十一年

一月一日から、トン当り一万七千五百円が課税され、東京におけるタクシー一台当りの年間課税額は、約二十万円となり、五十台の会社では、年間約一千万円という言語に絶する高額課税になる。
一方、液化石油ガスタクシー一台当りの年間利益は、東京において約八万円であるから、この課税が実施されると大幅な赤字となり、企業は危機にひんする。

タクシー事業は、他の生産的な産業と異なり企業の合理化の余地がきわめて限られており、一方では相次ぐ増車による営業収入の低下と人手不足による労働賃金の高騰で経営の内容はきわめて悪化し、地方によつては既に事業放棄が現われている。更に、最近、液化石油ガス不足のため、やみ買いをしなれば運行に支障をきたす状態では、購入価格はリットル当り十六・七円から二十一・二十四円に暴騰し、それに加えて、高圧ガス取締法の改正と関連してタンクは地下式にする等、新たに設備投資を必要とする事態も生じており、このような実情のもとに、原案どおり石油ガス法案が成立することはタクシー事業の壊滅を招来するものである。

液化石油ガスが自動車に使用すると排気ガス中の一酸化炭素の量が少なく大気汚染防止のうえきわめて有効な燃料であるので、自動車の急激な増加に伴い時代の要請する燃料であり、また、家庭用業務用消費の増加に伴い液化石油ガス消費の全体のバランスからも自動車用がタンクガスを使用することが必要である。液化石油ガス産業発展の歴史はまだ日が浅く、資源の不足、貯蔵設備の不備、流通機構の複雑性、保安上の欠陥等解決すべき問題が多く、これ等が近い将来順次解決されれば自ら担税能力も出てくるから、初年度においては、課税額を軽減し、段階的に増額する等事業育成の見地に立つべきである。(ガソリン自動車との経済性の比較)等添付)

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案

国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案
国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案

特別措置法

1 政府は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産である国際会議場施設(その敷地を含む)で京都市左京区松ヶ崎に存するものの管理を、当該施設の所在地をその区域とする地方公共団体その他その関係地方公共団体に委託することができる。この場合において、当該施設の管理上必要があるときは、物品管理法(昭和三十一年法律第百三十三号)第二条に規定する物品で当該施設に備え付けられるものを当該地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

2 前項の規定により管理の委託を受けた地方公共団体(以下「管理受託者」という。)は、管理の委託を受けた施設(以下「受託施設」という。)を使用し、又は収益することができる。

3 第一項の規定により管理の委託をした場合においては、受託施設の管理に關し通常必要とする費用は管理受託者の負担とし、受託施設の収益行為から生ずる収入は管理受託者の収入とする。

4 前三項に定めるもののほか、管理受託者がその委託を受けた事務を他の者に行なわせる場合における前二項の規定の適用その他第一項の委託に關する必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二四 五 いうは いうのは

第十九号中正誤

ヘシ 段 行 誤 正

二 四 元 受けない 受けない、
// 終わり 財減 財源
三

三 四 元 一つに 一つは
九 一 終わり 名義 名義
一四

三 二 終わり 立ってて 立って
一六

// 四 終わり 五厘 五厘
二一

四 二 一 二千万円 二千万
六 三 終わり いな いなと
一九

六 四 四 六〇・九%増 六〇・九%
元 一 終わり 七・三% 一・三%
一七

二 四 三 一・五 一五
// 終わり 改正の 改正も
二〇

元 一 六 ちやつと ちやつと

第二十号中正誤

ヘシ 段 行 誤 正

三 五 六 大目 多目
六 一 七 のますか しますか
八 一 二 そう点 その点
三 三 三 要する 要する。
一四 四 終わり こと こと
九

一七 四 終わり めのこと めのこ
一七

六 一 終わり 賛否 賛成
一八

第十八号中正誤

ヘシ 段 行 誤 正

二 三 五 佐開発 低開発

昭和四十年四月二十八日印刷

昭和四十年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局